

【基本診療料】

- 抗菌薬適正使用体制加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科診療医療安全対策加算 2
- 歯科外来診療感染対策加算 4
- 歯科診療特別対応連携加算
- 急性期一般病棟入院基本料 1
- 結核病棟入院基本料 7：1
- 精神病棟入院基本料 13：1
- 急性期充実体制加算 1
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算 1 (15：1)
- 医師事務作業補助体制加算 1 (50：1)
- 急性期看護補助体制加算 (50：1)
- 看護職員夜間配置加算 12 対 1 配置加算 1
- 看護補助加算 2
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算 1、2
- 緩和ケア診療加算
- 小児緩和ケア診療加算
- 精神科応急入院施設管理加算
- 精神病棟入院時医学管理加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 摂食障害入院医療管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算 1
- 感染対策向上加算 1
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 報告書管理体制加算

- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 呼吸ケアチーム加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- データ提出加算 2 及び 4
- 入退院支援加算 1 及び 3
- 入退院支援加算 1 の注 4 に規定する地域連携診療計画加算
- 入退院支援加算 1 の注 7 に規定する入院時支援加算
- 認知症ケア加算 1
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 地域医療体制確保加算
- 地域歯科診療支援病院入院加算
- 特定集中治療室管理料 6
- 特定集中治療室管理料 6 の注 4 に規定する早期離床・リハビリテーション加算
- 特定集中治療室管理料 6 の注 5 に規定する早期栄養介入管理加算
- ハイケアユニット入院医療管理料 1
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 新生児特定集中治療室管理料 2
- 新生児治療回復室入院医療管理料
- 一類感染症患者入院医療管理料
- 小児入院医療管理料 2
- 小児入院医療管理料 2 の注 7 に規定する養育支援体制加算
- バイオ後続品使用体制加算

【特掲診療料】

- 外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準
- 外来栄養食事指導料の注 3 に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料

- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料（臓器移植後）（造血幹細胞移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 1 及び 3
- 下肢創傷処置管理料
- 院内トリアージ実施料
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 外来腫瘍化学療法診療料の注 8 に規定する連携充実加算
- 外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 開放型病院共同指導料
- がん治療連携計画策定料
- こころの連携指導料 2
- 薬剤管理指導料
- 地域連携診療計画加算
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料 1、2、歯科
- 精神科退院時共同指導料 1 及び 2
- 歯科治療時医療管理料
- 救急搬送診療料の注 4 に規定する重症患者搬送加算
- 救急患者連携搬送料
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査の注 1 に規定する基準

- 骨髓微小残存病変量測定
- B R C A 1／2 遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗H L A抗体（スクリーニング検査）及び抗H L A抗体（抗体特異性同定検査）
- H P V核酸検出及びH P V核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウィルス・細菌核酸多項目同時検出（S A R S – C o V – 2核酸検出を含まないもの）
- ウィルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算 I、II
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 経頸静脈的肝生検
- 画像診断管理加算 2
- 遠隔画像診断
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合を除く）
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る）
- C T撮影及びM R I撮影
- 冠動脈C T撮影加算
- M R I撮影加算（心臓、乳房、小児鎮静下）
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算 1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料 I
- 脳血管疾患等リハビリテーション料 I
- 運動器リハビリテーション料 I
- 呼吸器リハビリテーション料 I
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 児童思春期精神科専門管理加算

- 児童思春期支援指導加算
- 療養生活継続支援加算
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 医療保護入院等診療料
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置（休日加算1、時間外加算1、深夜加算1）
- エタノールの局所注入（甲状腺、副甲状腺）
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ストーマ合併症加算
- 口腔粘膜処置
- う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 骨移植術（軟骨移植術を含む。）同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）
- 椎間板内酵素注入療法
- 緊急穿頭血腫除去術
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁）
- 角結膜悪性腫瘍切除手術
- 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術5型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
- 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRIによるもの）

- 乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）乳癌センチネルリンパ節生検加算 1
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎孟）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）に限る
- 不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）に限る
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極）
- 大動脈バルーンパンピング法（I A B P 法）
- 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 経皮的下肢動脈形成術

- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下胃縮小術
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（脾頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 体外衝撃波胆石破碎術
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 体外衝撃波脾石破碎術
- 腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- 精巢内精子採取術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 胎児胸腔・羊水腔シャント術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の加算（休日加算1、時間外加算1、深夜加算1）
- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- 周術期栄養管理実施加算
- 輸血管理料I
- 輸血適正使用加算
- コーディネート体制充実加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 齒周組織再生誘導手術
- 手術時歯根面レーザー応用加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 口腔粘膜血管腫凝固術
- レーザー機器加算
- 麻酔管理料（I）（II）
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 一回線量增加加算
- 強度変調放射線治療（IMRT）
- 画像誘導放射線治療（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 病理診断管理加算2

- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 口腔病理診断管理加算 2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 看護職員処遇改善評価料
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 入院ベースアップ評価料